17　訪問部隊及び文民構成員は、接受国の法令によって認められる範囲内で、自己の消費又は専ら訪問部隊若しくは文民構成員の公用のため、接受国において、資材、需品、備品及び役務の取得又は利用に対する租税その他これに類する公課について接受国の部隊に適用される条件と同等の条件で当該資材、需品、備品及び役務を取得し、又は利用することができる。（第一七条関係）

18　各締約国は、両締約国が相互に別段の決定を行う場合を除くほか、自国の利用可能な資源の範囲内で、協力活動への参加のための自国の費用について責任を負う。（第一八条関係）

19　訪問部隊の構成員及び文民構成員は、接受国及び適用可能な場合には派遣国の外国為替に関する法令の適用を受ける。（第一九条関係）

20　両締約国は、環境、文化遺産並びに人の健康及び安全の保護に適合する方法によりこの協定を実施する。（第二〇条関係）

21　派遣国の当局は、訪問部隊の構成員及び文民構成員に対し、派遣国の法令によって与えられた全ての刑事及び懲戒の裁判権を行使する権利を有する。裁判権を行使する権利が競合する場合には、派遣国の当局は専ら派遣国の財産若しくは安全のみに対する罪等又は公務執行中の作為若しくは不作為から生ずる罪について、接受国の当局はその他の罪について、訪問部隊の構成員及び文民構成員に対して裁判権を行使する第一次の権利を有する。両締約国の当局は、接受国における訪問部隊の構成員又は文民構成員の逮捕及び裁判権を行使すべき当局へのこれらの者の引渡しについて相互に援助する。（第二一条関係）

22　派遣国の警務隊は、必ず接受国の当局との取決めに従うことを条件として、かつ、接受国の当局と連絡して使用されるものとし、その使用は、訪問部隊の構成員の間及び派遣国の法令によって権限を与えられている場合には文民構成員の間の規律及び秩序の維持に必要な範囲に限るものとする。（第二二条関係）

23　各締約国は、自国が所有し、かつ、自国の部隊又は文民構成員が使用する財産に対する損害及び自国の部隊の構成員又は文民要員が公務の執行に従事している間に被った負傷又は死亡について、当該損害又は当該負傷若しくは死亡がこの協定に基づく協力活動によって生じた場合には、他方の締約国に対する全ての請求権を放棄する。公務執行中の訪問部隊の構成員又は文民構成員の作為又は不作為等であって、接受国において第三者の財産に損害を与え、又は第三者を負傷させ、若しくは死亡させたものから生ずる請求権は、接受国が処理する。（第二三条関係）

24　両締約国は、公用車両又は派遣国が所有する船舶若しくは航空機等が関係する接受国における事故又は事件に関し、それぞれの国内的な要件に従い、相互に協力して必要な行政上の調査を行うための手続を定める。（第二四条関係）

25　各締約国は、他方の締約国に対し、接受国における訪問部隊の構成員又は文民構成員の死亡を遅滞なく通報する。（第二五条関係）

26　両締約国は、訪問部隊の構成員及び文民構成員に与えられる特権の濫用等を防止し、並びにこの協定により訪問部隊の構成員及び文民構成員に課される義務の適切な履行を確保するために協力する。（第二六条関係）

27　この協定の実施に関して相互間の協議を必要とする全ての事項に関する両締約国間の協議機関として、合同委員会を設置する。両締約国は、この協定を実施するため、合同委員会を通じた両締約国間における協議の後、取決めを行うことができる。（第二七条関係）

28　この協定の解釈又は実施に関する紛争は、両締約国が相互に別段の決定を行う場合を除くほか、両締約国間の協議及び交渉によってのみ解決する。（第二八条関係）

29　この協定は、両締約国がこの協定の効力発生に必要なそれぞれの国内手続を完了した旨を相互に通告する外交上の公文を交換した日の後三〇日目の日に効力を生ずる。（第二九条関係）

30　派遣国は、第二一条に規定する逮捕及び引渡し等についての援助の実施に当たり、この協定に従い、接受国の領域的管轄権の合法的な行使を妨害してはならない。両締約国は、同条に規定する逮捕及び引渡しについての援助がこの協定の効力発生の時に有効な適用可能な国際協定に基づく自国の義務に反するといずれかの締約国が認める場合には当該締約国の当局は当該援助を提供する義務を負わないことを相互に決定する。（附属書関係）

条約

日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年九月二十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　松野　博一

条約第十一号

日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定

日本国及びグレートブリテン及び北アイルランド連合王国（以下個別に「締約国」といい、「両締約国」と総称する。）は、

地域及び世界の平和及び安定に関する両締約国の共通の利益を認識し、

国際紛争の平和的解決並びに国際の平和及び安全の維持についての両締約国の相互の誓約に留意し、

互恵的な防衛協力を円滑にするための法的枠組みを設けることにより、両締約国間の安全保障関係及び防衛関係を深めることを希望し、

訪問部隊及び文民構成員の地位を定めることを希望し、

国際法に基づく両締約国のそれぞれの義務を認識して、

次のとおり協定した。

第一条

この協定の適用上、

(a)　「文民構成員」とは、訪問部隊に随伴する派遣国の文民たる職員であって、訪問部隊に雇用され、又は訪問部隊に勤務するもの（接受国に通常居住する者及び訪問部隊又は訪問部隊に代わる者に雇用される契約者を除く。）をいう。

(b)　「部隊」とは、日本国については自衛隊をいい、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国についてはグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊（以下「連合王国の軍隊」という。）をいう。

(c)　「訪問部隊」とは、一方の締約国の部隊であって、他方の締約国の同意を得て、第四条1に定義する協力活動に関連して当該他方の締約国の領域に所在するものをいう。

(d)　訪問部隊の「構成員」とは、訪問部隊に属する者をいう。

(e)　「公用車両」とは、派遣国が所有し、又は別段の定めがある場合を除くほか、専ら派遣国が賃借する自動車（モーターサイクル及び装甲車両を含む。）であって、訪問部隊の構成員又は文民構成員が公務の執行のために運行するものをいう。

(f)　「接受国」とは、訪問部隊若しくは文民構成員がその領域に所在する締約国又は文脈により当該締約国の領域をいう。

(g)　「派遣国」とは、訪問部隊又は文民構成員が属する締約国をいう。